

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、Web 約款 をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<https://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
 - 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。
- ▶▶ Web 約款 の特長、閲覧方法など、詳しくは **その他重要事項 P.37** をご確認ください。

アフラックコールセンター

フリーダイヤル

通話料 無 料 **0120-555-359**

受付 時間 [平日および第2・第4土曜日] 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

※お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様よりご連絡ください。
※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、 便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト

**アフラック
よりそうネット**

ご登録者様限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

あなたの病気や身体についての疑問や悩みにも
プロの医療チームがオンラインでお応えします！
※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

スマートフォンは
こちらからも
アクセス可

《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。

「保険種類のご案内」はアフラックの支社にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

【ご確認ください】

- ◆この保険はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預貯金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- ◆この保険に関するお客様の取扱いが、募集代理店におけるお客様に関する他の業務や取引に影響を与えることはありません。

生命保険募集人について	アフラックの生命保険募集人はお客様とアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
-------------	--

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2022年3月22日現在のものです。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

日本郵便株式会社

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、アフラック以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〈募集代理店〉

JP 郵便局
P O S T

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

お申込みいただく前に

アフラックの
生きるためのがん保険
Days1 ALL-in

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。
ご契約後も大切に保管してください。

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

保存版

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01～19

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは？
 - どんなときに給付金などが支払われるの？
 - 保険料払込みの流れは？
 - 契約できる条件は？
- など

注意喚起情報

P.20～31

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは？
 - 申込みを撤回したいときは？
 - 保障の開始はいつ？
 - 給付金などを請求するときは？
- など

その他重要事項

P.32～37

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」の特長 …… 02
- 02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）… 04

給付金・保険金など

- 03 給付金のお支払いなど …… 06
- 04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金 …… 12

保険料

- 05 保険料の払込方法 …… 13
- 06 保険料払込みの流れ …… 14
- 07 保険料に関する留意事項 …… 16

ご契約のお引受け

- 08 お引受けの条件 …… 17

ご契約の更新

- 09 特約の更新について …… 19

01 「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」の特長

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

特長 1

多様化するがん治療をまとめて保障します。
また、**長期にわたる治療費**もしっかりと保障します。

三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療)や緩和療養など、がん治療は多様化しています。
また、抗がん剤・ホルモン剤治療は長期化することもあります。

特長 2

入院時の差額ベッド代や病院までの交通費などの
治療関連費も保障します。

治療関連費の経済的負担を気にすることなく、治療に専念することができます。

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」にご加入いただくと、以下のとおり付帯サービス(ダックのがん治療相談サービス)がご利用いただけます。

特長 3

訪問面談サービスでがん告知直後の不安から治療選択、治療中の悩みなど、がんに対する幅広い悩みを**無償**でサポートします。
そのほかにも、**セカンドオピニオン**など良質な情報が得られるサービスもあります。

詳しくは [その他重要事項 P.36](#) をご確認ください。

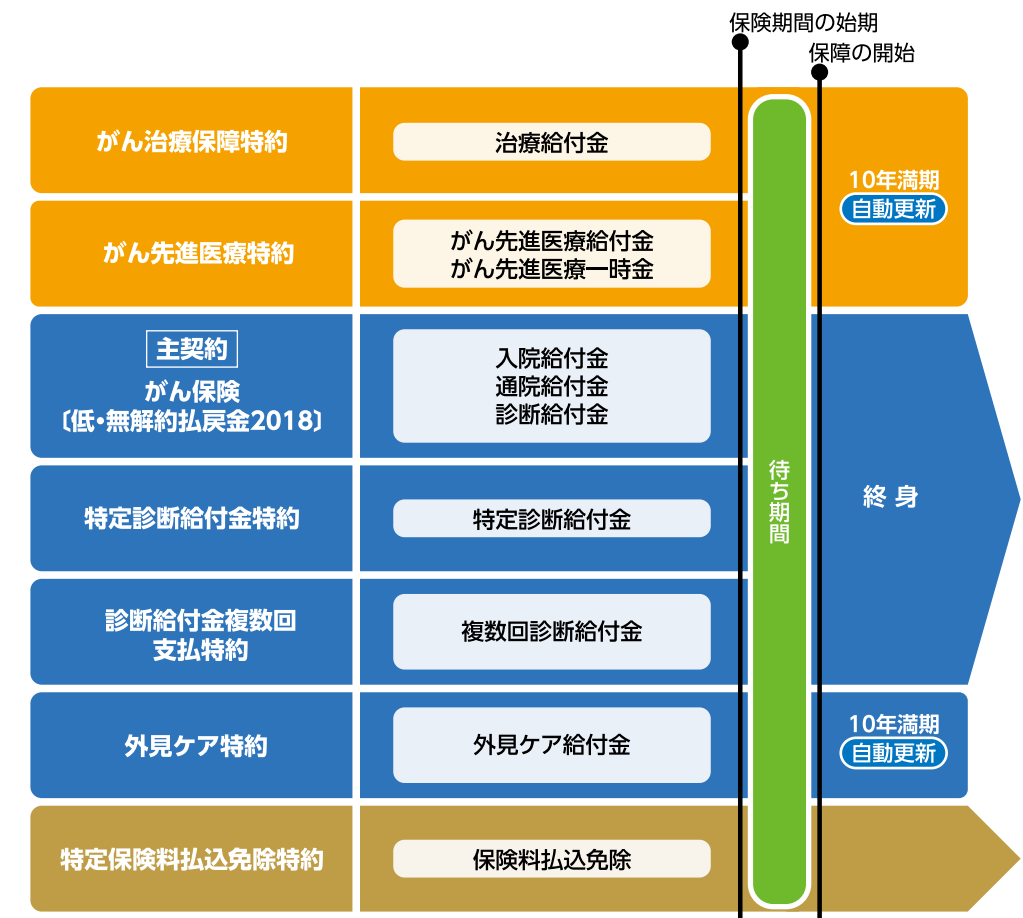
・付帯サービスは(株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
・無償の範囲を超えるご利用は、有償となります。

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」しくみ図

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」には、保障が始まるまでに所定の **待ち期間** があります。

▶▶ **待ち期間** について、詳しくは [注意喚起情報 P.24](#) をご確認ください。

▶▶ **自動更新** について、詳しくは [09 特約の更新について P.19](#) をご確認ください。



02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

生きるためのがん保険Days1 ALL-in

保険料払込期間や解約払戻金の有無によって契約年齢が異なります。
▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **05 保険料の払込方法** **P.13** をご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	契約年齢 ^(※5)	
				解約払戻金 ありタイプ (1型)	解約払戻金 なしタイプ (2型)
●がん治療保障特約 ●がん先進医療特約 ●外見ケア特約	●がん治療保障特約 ●がん先進医療特約〔2018〕 ●外見ケア特約	10年満期 ^{(※1)(※2)}	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
		5年満期 ^{(※1)(※3)}	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
			5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳
— ●特定診断給付金特約 ●診断給付金複数回 支払特約	主契約 ●がん保険 〔低・無解約払戻金2018〕 ●特定診断給付金特約 ●診断給付金複数回支払特約 〔2018〕	終身	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
●特定保険料 払込免除特約	●特定保険料払込免除特約	— ^(※4)	5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳
			2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
			5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳
			2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳

(※1)自動更新により、保障を継続することができます。
(※2)主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合、主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。
(※3)主契約の保険料払込期間が5年払済・2年払済の場合、契約時の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。
(※4)保険料払込免除となる期間は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。
(※5)「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、契約年齢は満20歳以上となります。ただし、「解約払戻金ありタイプ(1型)」の保険料払込期間は「終身払」のみの取扱いとなり、契約年齢は満20歳～満70歳となります。
▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは **09 特約の更新について** **P.19** をご確認ください。



- ・特約のみのお申込みはできません。
- ・主契約の保険料払込期間が10年／5年／2年払済の場合には、特約の中途付加はできません。

■「特別保険料率に関する特則」について

被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。なお、この特則のみを解約することはできません。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶▶ 詳しくは **しおり「指定代理請求特約」について** をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、アフラックの定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間があります。
▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.24** をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶ 参照 **しおり** **「生きるためのがん保険Days1」について**

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。
「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金 など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例		
			がん	上皮内 新生物					
がん治療 保障特約	治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの ①から④のいずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	○	○	治療を受けた月ごとに 特約給付金額	・治療を受けた月ごとに1回 を限度 ・更新後の保険期間を含め、 通算して60回まで	手術	支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)
								支払対象外	・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合
							放射線 治療	支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
								支払対象外	・血液照射 ・先進医療に該当する場合
							抗がん剤 治療・ ホルモン剤 治療	支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払事由の所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
								支払対象外	・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合
							緩和 療養	支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療
								支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合
がん先進 医療特約 〔2018〕	がん 先進医療 給付金	「がん」の診断や治療を目的とする所定の先進 医療を受けたとき	○	—	1回につき 先進医療にかかる技術料の うち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	支払対象外		医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
	がん先進 医療一時金		○	—	1回につき 15万円	1年間に1回を限度	支払対象		がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。
「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例			
			がん	上皮内新生物						
主契約 がん保険 〔低・無解約払戻金2018〕	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき入院給付金日額	支払日数は無制限	同一の日に2回以上入院した場合は、 1回分のみ支払います。			
							支払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。		
							支払対象外	治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院		
	通院給付金	つぎの①②いずれかの通院をしたとき （往診を含む） ①所定の治療のための通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術 ・放射線治療（電磁波温熱療法を含む） ・抗がん剤治療（経口投与を除く） ・ホルモン剤治療（経口投与を除く） のために通院をしたとき ②通院期間  中の通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	○	○	1日につき通院給付金日額	①支払日数は無制限 ②通院期間中（365日以内）は日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません。	通院給付金 共通		・入院給付金が支払われる日については、 通院給付金は支払われません。 ・同一の日に2回以上通院した場合は、1回分のみ支払います。 ・①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。	
							支払対象外		薬の受取りのみの場合など	
							共通	支払対象	治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、 ①所定の治療のための通院 に該当したとき ▶▶ 先進医療については  をご確認ください。	
								手術	支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髓移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）のための通院
							放射線治療	支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院（電磁波温熱療法を含む） ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院	
								支払対象外	血液照射	
							抗がん剤治療	支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院	
支払対象外								経口投与による抗がん剤治療のための通院		
ホルモン剤治療							支払対象	厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院		
							支払対象外	経口投与によるホルモン剤治療のための通院		
②通院期間中の通院							支払対象	抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院		
診断給付金							初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	・がんの場合：診断給付金額 ・上皮内新生物の場合：診断給付金額の 10%
特定診断給付金特約	特定診断給付金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内に つぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする 所定の通院(*)の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または 所定の通院(*) をしていること	○	—	特約給付金額	保険期間を通じ1回限り	・入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は 重複して算定しません。 ・通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は 重複して算定しません。 ・入院をした日に通院をした場合には、通院日数は 算定しません。			
							支払対象	初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または 所定の通院(*) をした場合		

(*) つぎの①②③いずれかの通院をいいます (**ホルモン剤治療のための通院は含みません**)。 ①手術のための通院 ②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

次ページへ続く▶

用語

- 「通院期間」とは
つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。
「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内新生物				
診断給付金 複数回 支払特約 〔2018〕	複数回 診断 給付金	「がん」の場合 初回 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院(*)をしていること 2回目以降 前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき 「上皮内新生物」の場合 初回 初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること ②「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または所定の通院(*)をしていること 2回目以降 前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	1回につき ・がんの場合：特約給付金額 ・上皮内新生物の場合：特約給付金額の10%	・がん、上皮内新生物 それぞれ2年に1回を限度 ・支払回数は無制限	支払対象	初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または所定の通院(*)をした場合 (例) 「がん」と診断確定 2年経過 お支払い (診断給付金をお支払い) 入院または所定の通院(*) 「がん」の存在が確認されていること
							支払対象	初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後も「がん」が存在し、継続入院している場合 (例) 「がん」と診断確定 2年経過 お支払い (診断給付金をお支払い) 入院 「がん」の存在が確認されていること
外見ケア 特約	外見ケア 給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	○	—	20万円	更新後の保険期間を含め、 ①②それぞれ1回ずつ	・「顔または頭部」には「頸部」は含みません。 ・「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔などは「顔または頭部」に含みます。 ・下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。	
		「がん」の治療を原因として、頭髮に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	○	—	10万円	更新後の保険期間を含め、 1回限り		

特約名称	保障内容	免除事由	免除対象		免除事由の詳細／制限の例
			がん	上皮内新生物	
特定 保険料 払込 免除特約	保険料 払込免除	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする所定の通院(*)の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院(*)をしていること	○	—	・入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は重複して算定しません。 ・通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は重複して算定しません。 ・入院をした日に通院をした場合には、通院日数は算定しません。 ・保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の契約応当日(用語)以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)の払込みを免除します。
					免除対象 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または所定の通院(*)をした場合

(*) つぎの①②③いずれかの通院をいいます (ホルモン剤治療のための通院は含みません)。 ①手術のための通院 ②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

次ページへ続く▶

用語

- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

▶ 前ページからの続き

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

がん治療保障特約	支払限度に達したとき
がん先進医療特約	支払限度に達したとき
特定診断給付金特約	特定診断給付金が支払われたとき
外見ケア特約	支払限度に達したとき

04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

契約者配当金

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」には、**契約者配当金がありません。**

解約払戻金

主契約の解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

特約には**解約払戻金がありません。**

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは **しおり 払戻金について** をご確認ください。

解約払戻金あり タイプ(1型) の場合	- 解約払戻金は低く設定しており、解約払戻金の割合は低く設定しない場合の70%(低解約払戻金割合)となります(既払込保険料に対する割合ではありません)。 - 契約年齢・性別・経過年数などによって、アフラック所定の解約払戻金をお支払いします。 - 契約後短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少していきます。
解約払戻金なし タイプ(2型) の場合	<保険料払込期間が終身払の場合> - 解約払戻金はありません。 <保険料払込期間が60歳払済/65歳払済/10年払済/5年払済/2年払済の場合> - 保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。 - 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。

※解約払戻金のお支払いには、保険契約者からのご請求が必要となります。

死亡返還金

主契約のご契約のタイプによっては、被保険者が死亡した場合、死亡返還金として下記の金額をお支払いします。特約には**死亡返還金がありません。**

解約払戻金あり タイプ(1型) の場合	被保険者が死亡した場合、経過年数に応じた死亡返還金をお支払いします。なお、死亡返還金は入院給付金日額の10倍を下回らないものとします。
解約払戻金なし タイプ(2型) の場合	<保険料払込期間が終身払の場合> - 死亡返還金はありません。 <保険料払込期間が60歳払済/65歳払済/10年払済/5年払済/2年払済の場合> - 保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。 - 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金があります。

※死亡返還金のお支払いには、保険契約者からのご請求が必要となります。

※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。

▶▶ 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料

05 保険料の払込方法

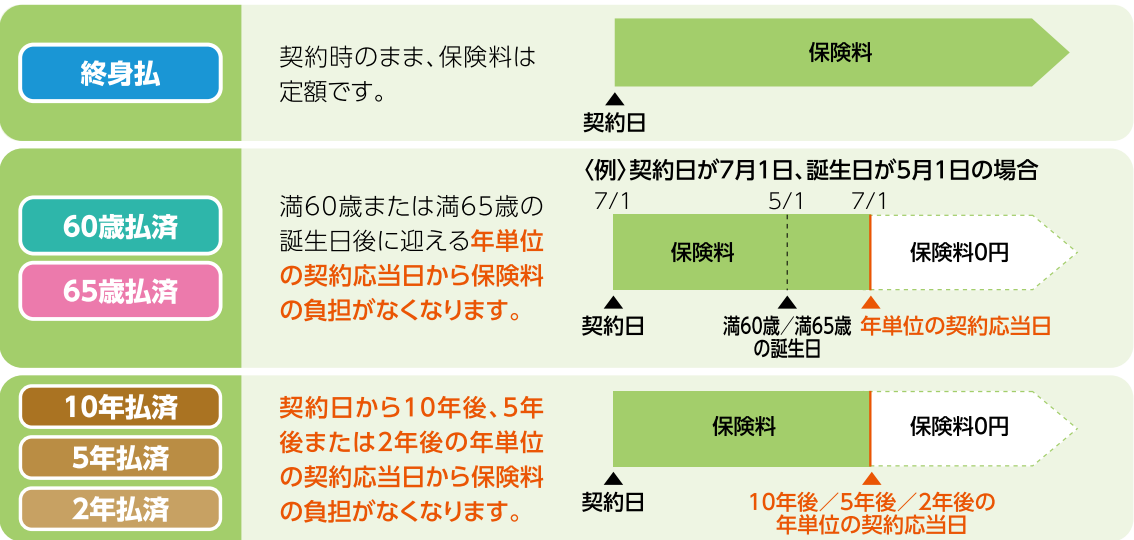
- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレットの「保険料表」、「提案書」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** **[P.04~05]** をご確認ください。
- ▶▶ 特約の更新について、詳しくは **09 特約の更新について** **[P.19]** をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

保険料払込期間

「主契約(がん保険[低・無解約払戻金2018])」「特定診断給付金特約」「診断給付金複数回支払特約」の保険料払込期間には、「終身払」「60歳払済」「65歳払済」「10年払済」「5年払済」「2年払済」があります。



更新がある特約の保険料払込み

がん治療保障特約 **がん先進医療特約** **外見ケア特約**

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。
- 保険料払込免除が適用された特約は、更新後も保険料のお払込みは不要です。

➕ 補足

- 保険料払込期間が「60歳払済」「65歳払済」「10年払済」「5年払済」「2年払済」となる契約に更新がある特約を付加する場合、主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払いいただきます。**

06 保険料払込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、以下の通りです。
なお、**保障の開始までには「待ち期間」(保障されない期間)があります。**
▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.24** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

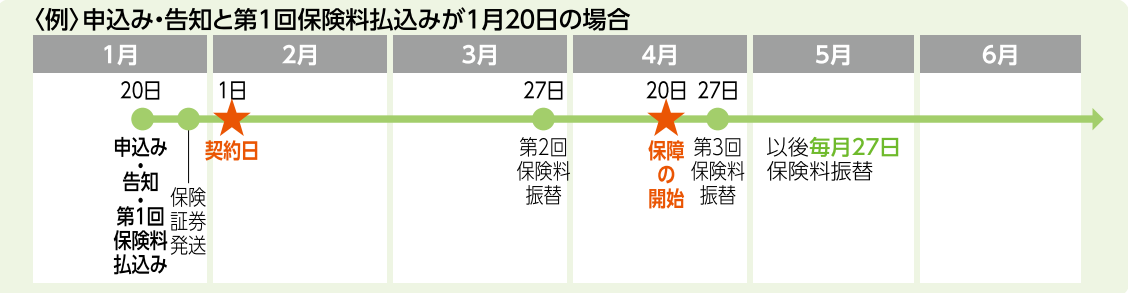
個別取扱(月払)

★**契約日**：申込みおよび告知が**ともに完了した日**(※1)の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
★**保障の開始**：申込みおよび告知が**ともに完了した日**(※1)から3か月を経過した日の翌日(※2)
(※1)申込みの完了とは、アフラックが申込書を受領したことをいいます。
(※2)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

1 第1回目の保険料から口座振替の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合



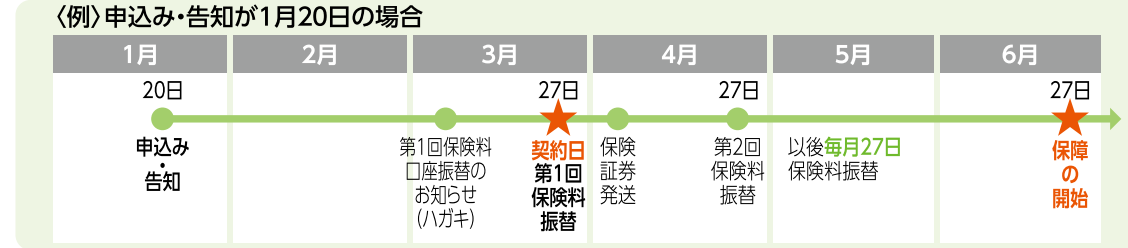
➕ **補足**
保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

「責任開始期に関する特約」を付加できない場合

個別取扱(月払)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**(この日の満年齢で保険料が決まります)
★**保障の開始**：申込み・告知および第1回保険料振替が**ともに完了した日から3か月を経過した日の翌日**



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)
★**保障の開始**：申込み・告知および第1回保険料払込みが**ともに完了した日から3か月を経過した日の翌日**



➕ **補足**
保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

07 保険料に関する留意事項

保険料の前納

所定の期間の保険料をまとめてお支払いいただく前納制度があります。
▶詳しくは [しおり](#) **保険料の前納** をご確認ください。

保険料払込免除

「特定保険料払込免除特約」を付加すると、「がん」で所定の状態に該当した場合、以後の主契約および特約の保険料の払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
※「特定保険料払込免除特約」を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も「特定保険料払込免除特約」を付加した保険料となります。
※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「特定保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「特定保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。
▶詳しくは [P.10～11](#)、および [しおり](#) **「特定保険料払込免除特約」について** をご確認ください。

ご契約のお引受け

08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります（法人契約は除きます）。
- **被保険者の健康状態**などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申込みいただけません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」保障設計範囲

下記の給付金については、給付金ごとに販売単位がありますのでご注意ください。詳しくはアフラックまたは募集代理店にお問い合わせください。

主契約・特約名称	給付金	最低保障額	最高保障額	販売単位
がん治療保障特約	治療給付金	5万円	20万円	1万円
主契約 がん保険 〔低・無解約払戻金2018〕	入院給付金	5,000円	60,000円 (満65歳以上:45,000円) ^(※1)	●入院給付金日額 5,000円～9,000円の場合 1,000円単位 10,000円～60,000円の場合 10,000円単位
	通院給付金	5,000円	入院給付金日額と同額(固定)	—
	診断給付金	25万円 ^(※2)	入院給付金日額の50倍(固定)	—
特定診断給付金特約	特定診断給付金	25万円	入院給付金日額の50倍(固定)	—
診断給付金複数回支払特約	複数回診断給付金	25万円 ^(※2)	主契約の診断給付金額 または100万円のいずれか 小さい額まで ^(※2)	—

(※1)診断給付金額と特定診断給付金額の合計が入院給付金日額の100倍超である契約は被保険者1人につき20,000円まで
(※2)がんの場合の給付金額

※「がん先進医療特約」「外見ケア特約」の取扱い [P.18](#) をご確認ください。
※「通算の限度」は [P.18](#) をご確認ください。

▶ 前ページからの続き

また、下記のとおり通算の限度を定めています。詳しくはアフラックまたは募集代理店にお問い合わせください。

主契約・特約名称	通算の限度
がん治療保障特約	●被保険者1人につき、本特約の特約給付金額を通算して20万円まで
がん先進医療特約	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※アフラック「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません。([21世紀がん保険]「アフラックのがん保険」(フォルテ))などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません。)
主契約 がん保険 〔低・無解約払戻金2018〕	● 入院給付金と通院給付金 被保険者1人につき、アフラックがん関連商品の入院給付金日額・通院給付金日額をそれぞれ通算して60,000円まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで ※すべてのがん関連商品を通算して、診断給付金額と特定診断給付金額の合計が入院給付金日額の100倍超である契約の入院給付金日額は通算して20,000円まで ● 診断給付金 被保険者1人につき、アフラック「がん保険」の診断給付金額と特定診断給付金額を通算して1,200万円まで
特定診断給付金特約	●被保険者1人につき、アフラック「がん保険」の診断給付金額と特定診断給付金額を通算して1,200万円まで
診断給付金複数回支払特約	●被保険者1人につき、アフラック「がん保険」の「診断給付金複数回支払特約」の特約給付金額を通算して1,200万円まで
外見ケア特約	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ

ご契約の更新

09 特約の更新について

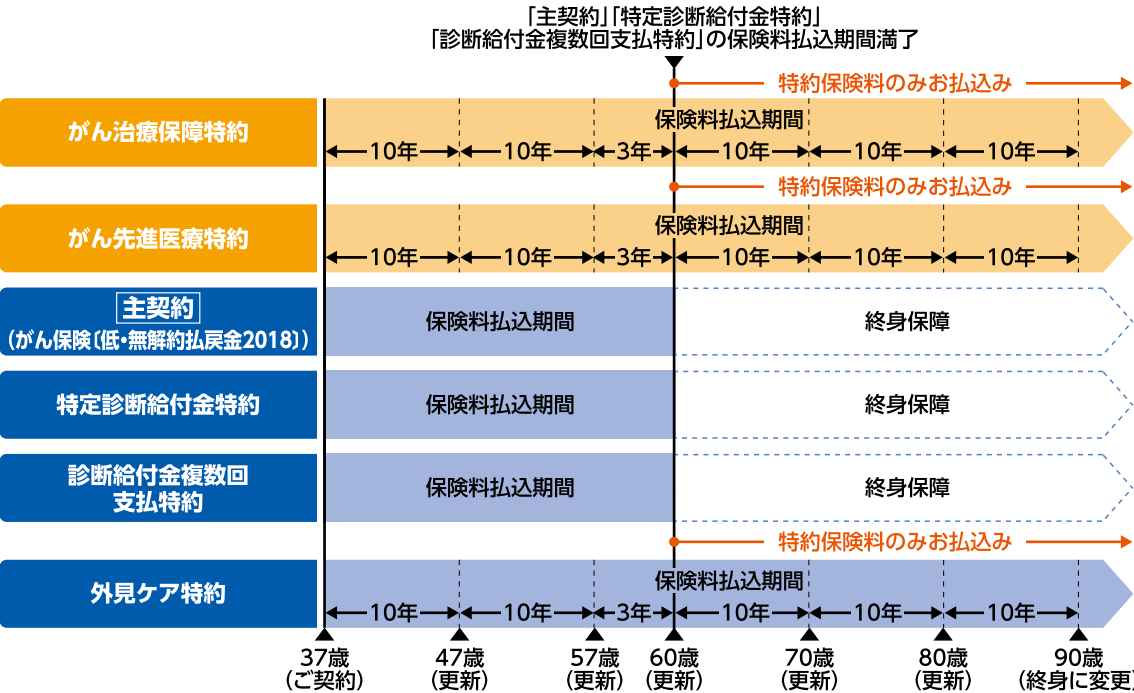
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
がん治療保障特約	満85歳以下	10年満期(*1)	・満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。 ・保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。
がん先進医療特約			
外見ケア特約			

(*1) 保険料払込期間が60歳払済/65歳払済の場合で更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。
主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます**。ただし、特約保険料がアフラックの定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。特約の保険期間は10年で自動更新されます。

<例>「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」(*2) (保険料払込期間：60歳払済)を37歳でご契約の場合



(*2) 「特定保険料払込免除特約」の保険期間と保険料払込期間は [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#) [P.04～05](#) をご確認ください。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。
なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳しくは [注意喚起情報 P.30](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意ください**だきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 22
- 05 給付金などをお支払いできないことがあります。 25
- 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 28
- など

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

ご契約に際して

反社会的勢力に該当する場合

01

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合 21
- 02 告知義務 22
- 03 お申込みの撤回または解除 23
- 04 保障の開始 24

給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合 25
- 06 給付金などのご請求 26
- 07 ご契約の無効および失効・復活 27

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金 28
- 09 新たな保険契約への乗換えや
ご契約の見直し 28
- 10 ご契約内容の見直し方法 29

その他留意事項

- 11 保険会社の業務または財産の
状況が変化した場合 30
- 12 相談・照会・苦情の窓口 30

02

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。

- 健康状態によっては「特別保険料率に関する特則」を付加することで、保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

※がんを経験された方(満20歳～満85歳の方で、がんの治療を受けた最後の日から5年以上経過している方)がお申込みいただける「生きるためのがん保険 寄りそうDays」があります。ただし、健康状態などによってはご契約をお引受けできない場合があります。



「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき
- 保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** **用語** の際に払戻金があれば保険契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

03

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの 撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、ご契約のお申込みの**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
 - ②「責任開始期に関する特約」を付加できない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内にアフラックオフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

- アフラックオフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマートフォンは
こちらからも
アクセス可



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ①記入日 | ⑤契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥被保険者名 |
| ③契約者の自署・フリガナ | ⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、 お申込みの撤回等ができません。

- アフラックが指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げるこ

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」および特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

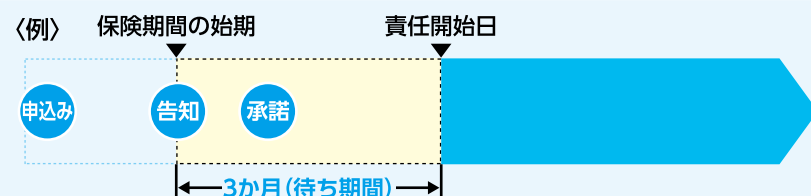
1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始日：「申込みおよび告知がともに完了した日（保険期間の始期の属する日）^(※1)」から3か月を経過した日の翌日^(※2)

(※1) 申込みの完了とはアフラックが申込書を受領したことをいいます。

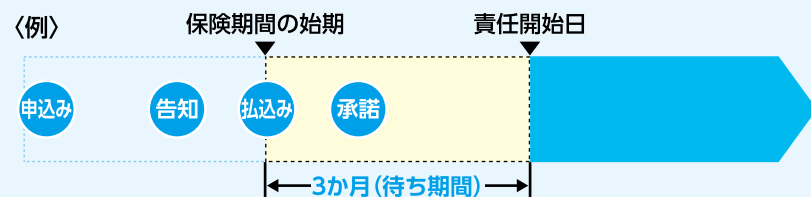
(※2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



2.「責任開始期に関する特約」を付加できない場合

個別取扱

責任開始日：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日（保険期間の始期の属する日）」から3か月を経過した日の翌日



補足

担当者（生命保険募集人）には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します（担当者は、お客様とアフラックの保険契約締結の媒介を行います）。

給付金・保険金、保険料など

05

お支払いできない場合

▶▶ 参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始日より前に「がん（悪性新生物）」「上皮内新生物」と診断確定された場合
※「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合には、ご契約は無効（復活の場合は、復活の取扱いの無効）となります。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶ 詳しくは [契約概要 P.06～11](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること（保障がない状態となるため給付金などは支払われない）

06

給付金などのご請求

▶▶参照 [しおり](#) ご契約後について

給付金などのご請求の際は、 ご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記のアフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターにご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

スマートフォンは
こちらからも
アクセス可



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せ いただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類を ダウンロードしていただけます。
給付金デジタル 請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを 完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック コールセンター

0120-555-359 [通話料
無 料](#)

受付時間：平日および第2・第4土曜日
9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

※お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約
者ご本人様よりご連絡ください。
※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあり
ます。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については [契約概要 P.06～11](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

保険契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が 無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) ご契約の復活 をご確認ください。

解約と解約払戻金

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

08

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

▶▶詳しくは **しおり** **払戻金について** をご確認ください。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

09

乗換えや見直しは、保険契約者にとって不利益となる場合があります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳しくは **02 告知義務** **P.22** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

ご契約内容の見直し方法

10

ご契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(ご契約者専用)にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。
現在のご契約	消滅します(*)	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、<u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただけます。	特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただけます。

(*) 新たなご契約の契約日前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

- 追加契約とは、ご契約者専用商品である「生きるためのがん保険Days1プラス」を既契約に追加してご加入いただく保障見直し方法を指します。
- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。**
- 現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。



日本郵便では特約中途付加のお取扱いはありません。

各がん保険の見直し方法の詳細について、ご不明な点がございましたら、
アフラックコールセンター0120-555-359にお問い合わせください。
(平日および第2・第4土曜日9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。)

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶ 参照 [しおり](#) [その他生命保険に関するお知らせ](#)

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

[📞 03-3286-2820](#) [受付時間](#) [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

[ホームページ](#) <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

フリーダイヤル
[通話料無料](#) **0120-555-359** [受付時間](#) [平日および第2・第4土曜日] 9:00～17:00 ※ 祝日・年末年始を除きます。
※ お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様よりご連絡ください。
※ 休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

[ホームページ](#) <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認ください補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱いについて（保険契約者および被保険者の皆様へ）	33
02 特定個人情報等の取扱いについて	34
03 「がん（悪性新生物）」と「上皮内新生物」の違い	35
04 先進医療について	35
05 医療費助成制度について	36
06 ダックのがん治療相談サービスについて	36
07 Web約款について	37

01 個人情報の取扱いについて（保険契約者および被保険者の皆様へ）

プライバシーポリシー

アフラックは「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます）を含みません。特定個人情報等については、**その他重要事項 P.34** をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② アフラック、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ アフラック業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

アフラックは保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

アフラックは代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報をアフラック指定の代理店に対して提供します。

なお、アフラック指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店（お客様担当代理店）
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業等担当代理店）
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携するアフラックの承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体（集団）などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、アフラックと団体（集団）取扱契約を取り交わしている団体（集団）や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

契約内容登録制度・契約内容照会制度

アフラックは、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

アフラックは、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、アフラックを含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「**相互照会事項**」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

アフラックが保有する相互照会事項記載の情報については、アフラックが管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、アフラックまたは(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

02 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- アフラックは、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の提供

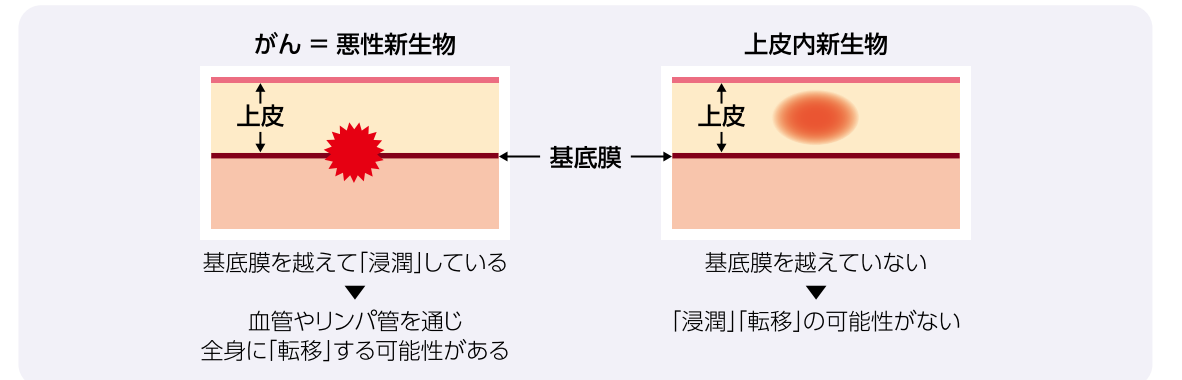
- アフラックは、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

04 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる! 探せる! 先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

05 医療費助成制度について

お子様が医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

06 ダックのがん治療相談サービスについて



サービス内容

- 訪問面談サービス（フォローコール付）
- 専門医紹介サービス ベストドクターズ®・サービス（プレミアタイプ）
- セカンドオピニオンサービス ベストドクターズ®・サービス（プレミアタイプ）
- Webセカンドオピニオンサービス Findme®
- がん治療に伴う生活情報サービス

※「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」を総称して「プレミアサポート」と呼びます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

※Findme®は、リーズンホワイ（株）の商標です。

各サービスについて、詳しくは下記ホームページ、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」、またはご契約後に送付する保険証券に同封の「ダックのがん治療相談サービスのご利用案内」をご確認ください。

[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/cancerservice/) <https://www.aflac.co.jp/cancerservice/>

サービスに関する注意事項

■ サービス全般に関する注意事項

- 「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は（株）法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ（株）、「がん治療に伴う生活情報サービス」は（株）保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- お申込みいただいたがん保険の被保険者がご利用いただけます。
- お申込みいただいたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- （株）法研、リーズンホワイ（株）、（株）保健同人社は今後これらのサービスを将来予告なく変更もしくは終了する場合があります。
- 各サービスのご利用には諸条件があり、ご利用いただけない場合があります。
- 各サービスにより生じた一切の損害・損失についてはアフラックでは責任を負いません。

■ 「訪問面談サービス」に関する注意事項

- 訪問面談サービスの面談日時や場所については、（株）法研がお客様と相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- 訪問面談サービスの初回の面談、フォローコール（2回まで）については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- 訪問面談サービスのお客様の面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- 本サービスは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

07 Web約款について

「Web約款」とは、アフラックホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、インターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款（Web約款）」と冊子の「ご契約のしおり・約款」があります。引受保険会社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① アフラックホームページ上でいつでも閲覧できるので、**保管不要**です。
- ② **文字を拡大**して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により**確認したい箇所を簡単に検索**できます。
- ④ ご利用の**端末に保存**することも、**印刷**することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックホームページにアクセス
[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/) <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ「[Web 約款](#)」ご契約のしおり・約款をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「（予定）契約日」から該当の「Web約款」を選択